



ロータリーの未来はあなたの手の中に

2009～2010 国際ロータリー会長 ジョン・ケニー

例会場 厚木商工会議所5F 大会議室
 例会日 毎週火曜日 12:30～
 事務所 厚木市栄町1丁目16番15号 厚木商工会議所内

http://www.atsugi-rotary.jp/ メールアドレス info@atsugi-rotary.jp TEL.046-222-5811 FAX.046-222-5821

第2384回例会(8月18日) ☆司会 常磐重雄副SAA

点鐘 …西寫洋一 会長

斉唱 …我らの生業

ゲスト紹介

宣 京哲氏 (厚木 RC 奨学生)

ビジター紹介

大川浩氏 (東京羽田 RC)
 小島條太郎氏 (厚木中 RC)

会長報告

◎ガバナー事務所より

- ・ 米山奨学セミナー開催のご案内
 日時：9月18日(金) 15時～17時30分
 会場：藤沢産業センター 8F (情報ラウンジ)
- ・ 地区指導者育成セミナー開催のご案内
 日時：10月10日(土) 14時30分～15時～17時 セミナー
 17時30分～20時 RI 会長代理歓迎晩餐会
 会場：大磯プリンスホテル「プリンスホール」
- ・ 青少年交換学生募集の件
 日締切期間：10月31日(金)
- ・ 地区協議会報告書 16冊

◎国際ロータリー日本事務局より

- ・ 邦訳版「ロータリー章典」改訂版2009年6月版がRIのウェブに掲載されました。

◎(財)ロータリー米山記念奨学会より

- ・ ハイライトよねやま114 (ニュースレター)

◎米山梅吉記念館より

- ・ 館報

・ 米山梅吉記念館創立40周年記念式典のご案内
 日時：9月19日(土) 受付 12時40分～

会場：米山梅吉記念館

- ・ 賛助会ご入会のお祝い
- ◎AMDAより
- ・ 季刊「AMDA Journal」

幹事報告

◎例会変更

*厚木県央RC

・ 移動例会

日時：8月28日(金) → 29日(土)
 場所：「手まり学園」 愛川町半原 3715

*座間RC

・ 移動例会 (相模川クリーン推進運動)

日時：9月2日(水) → 6日(日) 12時 点鐘
 場所：相模川河川敷

*大和RC

・ 例会場変更のお知らせ 7月より

「北京飯店」 大和市中心 2-4-18

TEL: 046-361-7160

FAX: 046-262-4444

*相模原グリーンRC

・ 夜間移動例会

日時：8月28日(金) 点鐘 18時30分

場所：相模原市民会館 4F

◎週報

1. 伊勢原RC
2. 伊勢原平成RC
3. 伊勢原中央RC
4. 大和田園RC

今日のお祝い 「おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。」

* 事業所開設

高橋 浩君 8月23日

今日の例会(8月25日)

「納涼親睦例会」(移動例会)

担当：親睦活動委員会

* 会員夫人誕生日

柳田純昭君(恵子夫人) 8月29日

次回の卓話(9月1日)

「新世代のための月間」

担当：新世代奉仕委員会

5. 秦野中RC
6. 相模原RC
7. 相模原グリーンRC

委員会報告

ゴルフ同好会

厚木RCゴルフコンペ10月21日(水) 本厚木CC
宣 京哲さん

「住育コミュニティ」9月5日(土)のご案内

厚木商工会議所女性会

ブルーウェーブあつぎコンサート 10月5日(日)
のご案内

特別スマイル

大川 浩氏 (東京羽田RC)

今回もお世話になります。

西島洋一会長 前田賢一幹事

8月9日の河川清掃には早朝よりご協力を頂きまして
ありがとうございます。三宅先生お世話になりました。

西島洋一君

高橋浩先生入会おめでとうございます。ロータリー
に早く慣れてご活躍を期待しております。

高橋 浩君

本日より入会させて頂きました。高橋です。まだまだ
業務に慣れず忙しくさせて頂いていますが、
少しずつ時間をつくり微力ながら地域社会に貢献で
きまるよう日々精進していきます。

山本淳一君

8月8日に孫が生まれました。女の子です。

三宅壯平君

8月9日(日)花火の後のセイソウ多数の皆様出席
してありがとうございました。

壽永純昭君

真夏のイベント「お盆」も終了しました。今年は土
日から土日までの一週間分散型のお盆になってしま
いました。時と共に「お盆」も変化してゆく様です。

前田賢一君

少し前ですが、ロワジュールホテルでちょっとした食
事会をした際、高倉さんには、いろいろお気づかい
頂きましてありがとうございます。あの予算であ
のサービス、大満足でした。

小林 透君

厚木中RC 小島條太郎さんようこそ。

高橋 宏君

高橋浩さん、入会おめでとうございます。今後とも
よろしくお願ひ致します。小島さんようこそ。御ゆっ

くりおすごしてください。

米山尚登君

入会祝いありがとうございます。

下山秀弥君

妻の誕生日には立派なお花を贈って頂きありがとう
ございました。感激しておりました。

黒柳告芳君

寄付の訓練をさせていただきます。

会田義明君

小島さんようこそおいでくださいました。本日は、
ゆっくりと最後までお過ごしください。

常磐重雄君

ロータリークラブを前田さんから、花火大会の招待
席を頂戴しました。おかげで、長野から来た親せき
共々、花火を間近で見ることができました。感謝感
謝です。

門田高明君 (アサヒビール)

本年もアサヒビールからボジョレーヌーボーを発売
させて頂きます。是非皆さまよろしくお願ひします。
チラシに入れてあります。特別価格は、1本の価格
でございます。1ケースの価格ではございませんの
でよろしくお願ひ申し上げます。

川上 肇君

何と2週続けて何故か火曜日にエクスキューズが…。
次に出席しようとしたら例会はお盆休み。この星回
りを好転させる為にスマイル致します。残暑払い。

細川典久君

申し訳ありません。所用により早退させていただきます。

今日のお花

ゆり (壽永純昭君) くり (櫻井靖次君)



「労働法の最近の改正点」



担当：滝澤勇君

労働基準法の一部改正法が成立 ～平成22年4月1日から施行されます～

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」(平成20年法律第89号)が、平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。このリーフレットでは、改正のポイントを解説しています。内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けて積極的な取組みをお願いします。

1 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます (中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)

1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合・・・50%以上 (改正法第37条第1項、第138条)

- 1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。(注1)
- ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引き上げは猶予されます。(注2)(※)

【注1】割増賃金率の引き上げは、時間外労働が対象です。休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更ありません。
【注2】中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

※ 猶予される中小企業
①資本金の額または出資の総額が
小売業 5,000万円以下
サービス業 5,000万円以下
卸売業 1億円以下
上記以外 3億円以下
または
②常時使用する労働者数が
小売業 50人以下
サービス業 100人以下
卸売業 100人以下
上記以外 300人以下
(注)事業場単位ではなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。

割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます (改正法第37条第3項)

- 事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%)の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。(注1)
- 労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払が必要です。(注2)

【注1】この有給の休暇は、長時間の時間外労働を行ったときから一定の近接した期間内に、半日単位などまとまった単位で付与することが考えられますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。
【注2】労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払が必要です。

【例】割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組み

支払われる賃金
1.5 (50%の割増賃金)
1.25 (25%の割増賃金)
通常の賃金

事業場で労使協定を締結すれば、割増賃金の支払に代えて、有給の休暇付与も可能

【具体例】
時間外労働を月76時間行った場合
→ 月60時間を超える16時間分の割増賃金の引上げ分
25% (50%→25%)の支払に代えて、有給の休暇付与も可能
→ 16時間×0.25=4時間分の有給の休暇を付与
(76時間×1.25の賃金の支払は必要)

2 割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます (企業規模にかかわらず、適用されます)

限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働を行う場合・・・25%を超える率

- 「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号:限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、
- ① 特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること
- ② ①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること
- ③ 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めることが必要となります。(注1)(注2)

【注1】労使は、時間外労働協定の内容が限度基準告示に適合したものとなるようにしなければなりません。(労働基準法第36条第3項)
【注2】今後、改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、限度基準告示が改正される予定です。

【例】時間外労働に対する割増賃金率の仕組み

月の時間外労働時間数	大企業	中小企業	大企業	中小企業
60時間	25% (法律)	25% (法律)	50% (法律)	25%も超える率 (限度基準告示)
45時間	25% (法律)	25% (法律)	25% (法律)	25% (法律)

※ 1、2の改正内容を図にすると右のようになります。

3 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります (企業規模にかかわらず、適用されます)

【改正法第39条第4項】

- 現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。(注1)(注2)
- 年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。(注3)

【注1】所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。
【注2】1日分の年次有給休暇が何時間分の年次有給休暇に当たるかは、労働者の所定労働時間をもとに決めることとなりますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。
【注3】例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。

【例】時間単位での仕組み

労働者の年次有給休暇の付与日数

5日分以内

事業場で労使協定を締結すれば、分割して時間単位で取得可能

1時間×8などに分割

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
厚生労働省のホームページもご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html (H20.12)

入会報告

氏名 高橋 浩 (たかはしひろし) 君
勤務先 高橋浩税理士事務所
入会年月日 平成21年8月18日
推薦者 西島洋一会長



出席報告 <会員45名、出席対象41名>

7月28日例会 確定出席率 95.12% <事後メイクアップ> 松本好正君 (厚木県央 RC)	8月18日例会 出席 34名 欠席 7名 出席率 82.93% <今回欠席> 大槻繁夫君・山口巖雄君・井口直輔君・西迫一郎君・西迫 哲君・松本好正君・黒柳智太郎君
---	---